

○執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則

令和4年10月5日

規則第37号

(設置)

第1条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）第1条第2項の規定に基づき市長が設置する附属機関（以下、「附属機関」という。）の名称及び担当事務は、別表1のとおりとする。

2 附属機関の委員の定数、任期及び会長の選出方法は、別表2のとおりとする。

(運営)

第2条 前条の規定により設置する附属機関の運営は、この規則の定めるところによる。

(委員)

第3条 委員は、学識経験を有する者その他それぞれの附属機関の担当事務に応じて市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期中に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員の定数のほか、附属機関に臨時委員を置くことができる。

2 前条の規定は、臨時委員に準用する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第5条 附属機関の会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員又は臨時委員は、会長が指名する。

3 附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもって附属機関の議決とすることができる。

(幹事)

第7条 附属機関に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、関係する本市の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、附属機関の担任する事務について、委員及び臨時委員を補佐する。

(議事)

第8条 附属機関は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 附属機関は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 附属機関の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の議事に準用する。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第9条 附属機関及び部会は、必要があると認められるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(除斥)

第10条 議案について直接の利害関係を有する委員及び臨時委員は、その議事に加わることができない。ただし、附属機関の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

2 前項の規定は、部会の議事に準用する。

(会議の公開等)

第11条 附属機関の会議は、公開する。ただし、附属機関の議決により、公開しないことができる。

(施行細目の委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他附属機関の運営に関し必要な事項は、会長が附属機関に諮って定める。

2 この規則の施行に関し必要な事項（前項の事項を除く。）は、附属機関を主管する局室区長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、令和8年4月1日に施行する。

（令7規則33・一部改正）

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に設置された執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項に規定する附属機関については、この規則の規定は、適用しない。

（執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部改正）

3 執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を次のように改正する。

別表1及び別表2の市立自転車駐車場のあり方検討委員会の項を削る。

（令7規則33・一部改正）

附 則（令和4年12月13日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年1月25日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月3日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年5月31日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年8月8日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年9月12日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年2月14日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日規則第 80 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 4 日規則第 33 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

（令 4 規則 37・令 7 規則 33・一部改正）

名称	担 任 事 務
市立自転車駐車場のあり方検討委員会	市立自転車駐車場の今後のあり方検討に関すること。

別表 2

（令 4 規則 37・令 7 規則 33・一部改正）

名称	定 数	任 期	会 長
市立自転車駐車場のあり方検討委員会	5 人	委 嘱 の 日 か ら 令 和 8 年 3 月 31 日 まで	委員の互選により選任する者